

緊急地震速報発表時の対応について ～日頃の訓練が実際に生きるように～

新居浜市教育委員会

令和6年2月、児童生徒の在校(園)時に、緊急地震速報が発表されたことをきっかけに、対応や準備について、次の三点を市内小・中学校(園)の共通事項としています。

1 揺れがない場合や震度が小さい場合においても、日頃の避難訓練に準じた行動をとります。

例えば、屋内の場合、

- ① 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場に避難する。場所に応じた自分の身を守る行動をとる
- ② 教職員の指示で、運動場等に避難する。教職員は、児童生徒の避難を確認する。

また、教職員は、各学校での役割分担に従った役目を行う。

- ③ 児童生徒への事後指導を確実に行う。

2 その後の学校(園)の教育活動に支障のない場合においても、1の後、児童生徒の保護者には、マチコミメールや学校HP等を通して、児童生徒や学校(園)の状況について説明します。

3 地震はいつ起こるか分かりません。児童生徒が身を守るために、状況に応じた安全行動ができるよう日頃からの準備が必要です。避難訓練は段階をおった内容を計画し、年に一度は「予告なし避難訓練」を実行します。